



介護保険ガイド

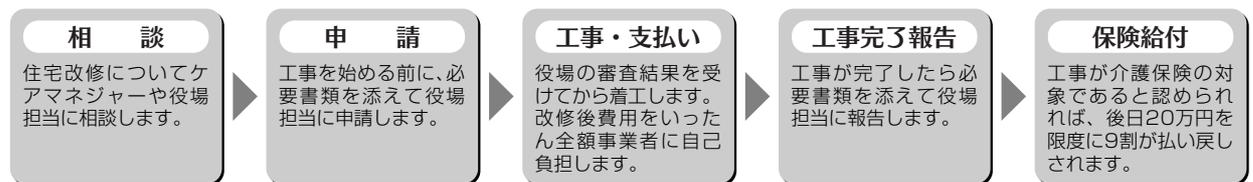
● 介護保険広報シリーズ⑰ ●
住宅改修・ヘルパー利用軽減

今回は、「住宅改修」と、「黒潮町訪問介護利用者負担額軽減措置事業」についてご紹介します。

住宅改修は事前申請が必要です

住宅改修とは、要介護認定を受けられた方が、自宅により自立した生活を送れるよう、手すりの取り付けや段差解消などの小規模な自宅の改修を行ったとき、一人当たり対象金額20万円を上限に、改修費用の9割を支給するサービスです。

※住宅改修をする前に市町村に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。



<介護保険の対象となる工事>

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化のための床・通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え（※ただし、水洗化工事分は対象外）
- ⑥その他、これらの各工事に付帯して必要な工事

黒潮町訪問介護利用者負担額軽減措置事業（黒潮町単独事業）

この事業は、訪問介護（ホームヘルパー）を利用したときのサービス費用の自己負担額を半額に軽減するものです。

利用者負担軽減を希望される方は、介護保険係へご相談ください。

◆対象者

住民票が同じ世帯の方全員（利用者を健康保険の扶養者としている方、利用者を税金の扶養にとっている方を含む）の収入の合計が年間120万円以下の方。
（生活保護を受けている方を除く）

◆軽減の内容

訪問介護の利用者負担10%を5%に軽減します。
認定者に「黒潮町訪問介護利用者負担額減額認定証」を交付します。
認定は、申請のあった月の初日から、翌年6月末まで（4～6月の申請はその年の6月末まで）有効です。

◆申請方法

『申請書』と『収入申告書』を介護保険係に提出してください（用紙は介護保険係にあります）。
同じ世帯にいる町外の方や、非課税収入がある方は、収入を証明する書類が必要です。

○お問い合わせ 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)